

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

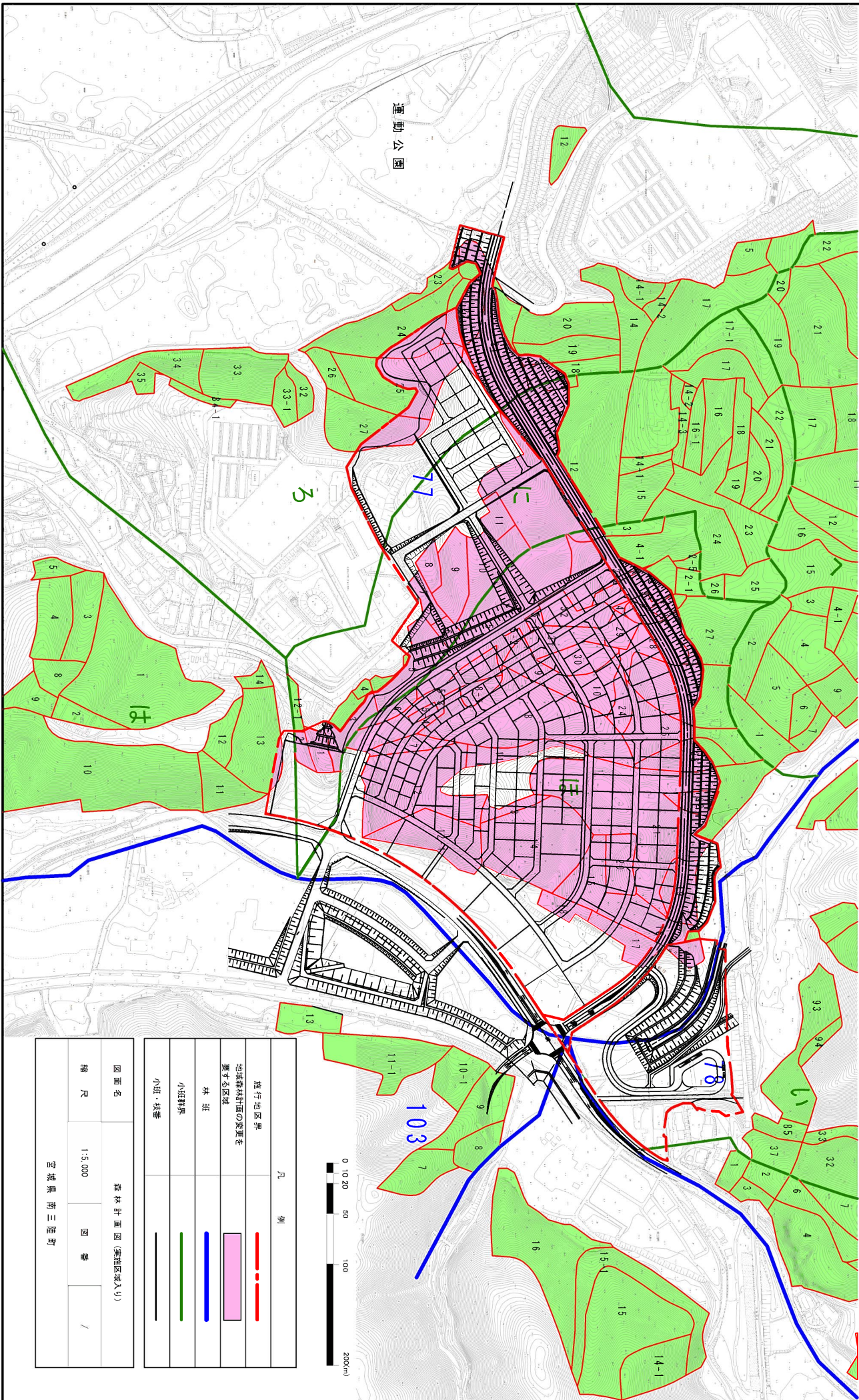
所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
南三陸町	志津川	助作	1-1	志津川中央地区 津波復興拠点整備事業	13.62	事業区域面積 20.01ha (内訳) ・津波復興拠点 事業：17.29ha ・高台連絡道路 事業：2.72ha うち対象森林面積 13.62ha
南三陸町	志津川	助作	1-5			
南三陸町	志津川	助作	6-4			
南三陸町	志津川	助作	14-2	志津川中央地区 復興拠点連絡道路事業		
南三陸町	志津川	助作	14-3			
南三陸町	志津川	助作	17-1			
南三陸町	志津川	城場	61-2			
南三陸町	志津川	城場	63-1			
南三陸町	志津川	城場	66			
南三陸町	志津川	城場	67			
南三陸町	志津川	城場	68-2			
南三陸町	志津川	城場	73			
南三陸町	志津川	城場	74			
南三陸町	志津川	城場	75-1			
南三陸町	志津川	城場	75-2			
南三陸町	志津川	城場	88-1			
南三陸町	志津川	城場	91			
南三陸町	志津川	城場	93-1			
南三陸町	志津川	城場	98-1			
南三陸町	志津川	城場	98-5			
南三陸町	志津川	城場	98-6			
南三陸町	志津川	新井田	72			
南三陸町	志津川	新井田	70-3			
南三陸町	志津川	新井田	74-2			
南三陸町	志津川	新井田	77			
南三陸町	志津川	新井田	78			
南三陸町	志津川	新井田	80			
南三陸町	志津川	新井田	82-5			
南三陸町	志津川	新井田	84-2			
南三陸町	志津川	新井田	85			
南三陸町	志津川	新井田	86			
南三陸町	志津川	新井田	87-1			
南三陸町	志津川	新井田	87-2			
南三陸町	志津川	新井田	88-1			
南三陸町	志津川	新井田	94			
南三陸町	志津川	新井田	96-2			
南三陸町	志津川	新井田	99-1			
南三陸町	志津川	新井田	99-3			

南三陸町	志津川	新井田	100			
南三陸町	志津川	新井田	101			
南三陸町	志津川	新井田	102			
南三陸町	志津川	新井田	105			
南三陸町	志津川	新井田	106-1			
南三陸町	志津川	新井田	108-4			
南三陸町	志津川	新井田	111-1			
南三陸町	志津川	新井田	112			
南三陸町	志津川	新井田	115			
南三陸町	志津川	新井田	116			
南三陸町	志津川	新井田	120-1			
南三陸町	志津川	新井田	122			
南三陸町	志津川	新井田	124-1			
南三陸町	志津川	新井田	124-2			
南三陸町	志津川	新井田	126-1			
南三陸町	志津川	新井田	126-2			
南三陸町	志津川	新井田	127			
南三陸町	志津川	新井田	130			
南三陸町	志津川	新井田	131			
南三陸町	志津川	新井田	132			
南三陸町	志津川	新井田	146-3			
南三陸町	志津川	新井田	146-5			
南三陸町	志津川	新井田	146-9			
南三陸町	志津川	新井田	146-15			
南三陸町	志津川	新井田	146-20			
南三陸町	志津川	新井田	146-23			

- 注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。
- 注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。
- 注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。
- 注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面



凡 例	
施行地区界	— — — — —
地域森林計画の変更を要する区域	■
林 班	— — — — —
小班群界	— — — — —
小班・採番	— — — — —

図 面 名	森林計画図 (実施区域入り)		
縮 尺	1:5,000	図 番	/

宮城県南三陸町

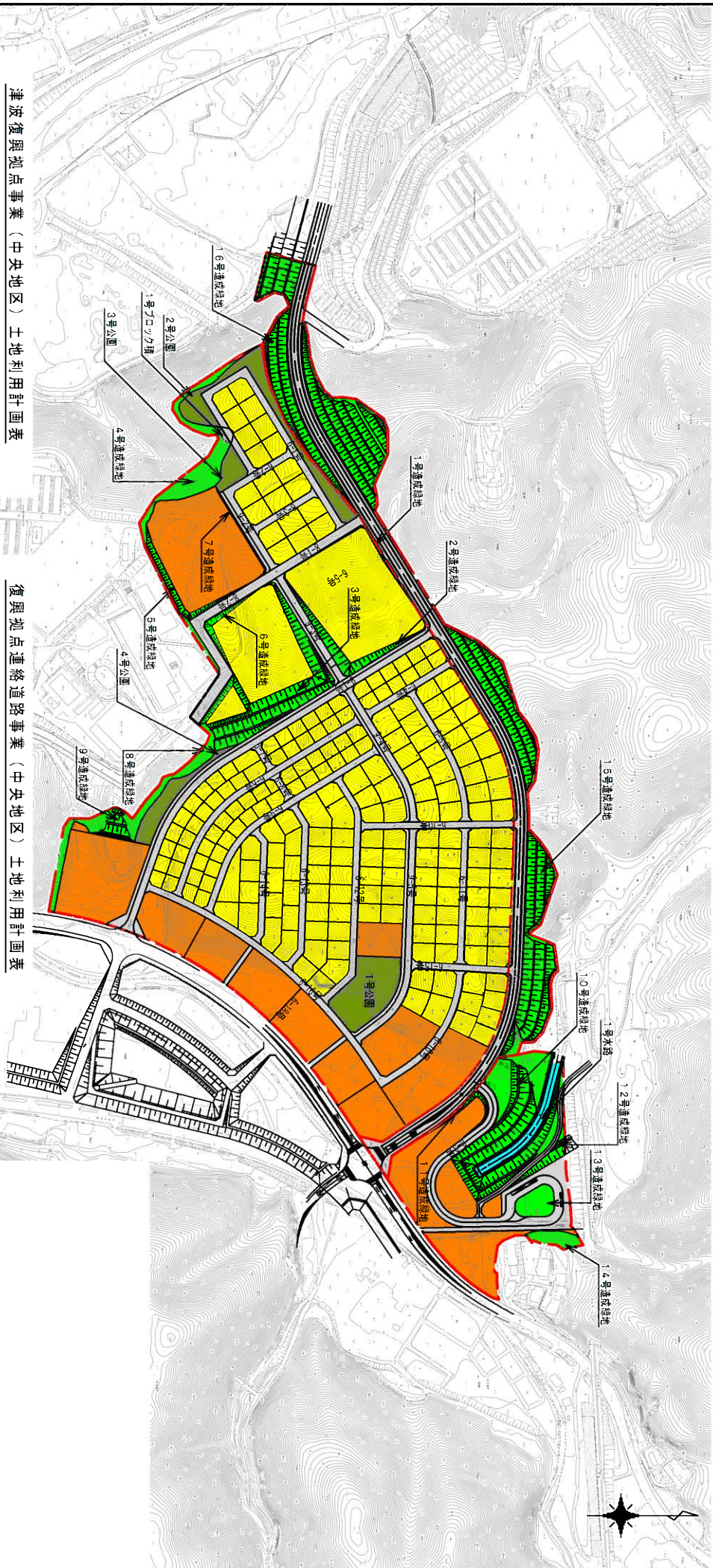
様式第5-2 添付書類（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

事業概要

事業名称	志津川中央地区津波復興拠点整備事業・復興拠点連絡道路事業					
事業目的	<p>・津波復興拠点整備事業 全ての町民を守るために人、生活基盤を安全な場所に移転するよう誘導するとともに、新たなまちの交通拠点（駅前交通広場など）や公共的施設（図書館、公民館、子育て拠点施設など）など、まちの新たな拠点となる施設の集積を図り、一日も早く安全な市街地形成を先導する拠点形成を図る。</p> <p>・復興拠点連絡道路事業 高台3地区（東・中央・西）に造成する宅地を結ぶ幹線道路を整備する。</p>					
事業期間	平成25年度～平成27年度					
面積(ha)	事業区域面積 ※図上求積による	20.01ha (津波復興拠点 17.29ha 復興拠点連絡道路 2.72ha)				
	地域森林計画区域を 変更する面積 ※森林簿による	13.62ha				
用地面積(ha) ※図上求積による	用地の現況 転用後の用途	地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率	
	宅地	6.85	0.85	7.70	38.48	
	公益的施設用地	0.70	3.15	3.85	19.24	
	区画道路	1.85	1.19	3.04	15.19	
	復興拠点連絡道路	0.89	0.23	1.12	5.60	
	広場(公園)	0.60	0.10	0.70	3.50	
	造成緑地	2.22	1.23	3.45	17.24	
	水路用地	0.00	0.15	0.15	0.75	
	計	13.11	6.90	20.01	100.00	
比率	65.52	34.48	100.00			
林況 ※ 図上求積による ※ 林齢は平成25年度現在	樹種	面積(ha)	林齢(年)	樹種	面積(ha)	林齢(年)
	スギ	9.55	25～99	モウソウ	0.08	
	ヒノキ	0.80	7～84	その他広葉樹	2.06	11～64
	アカマツ	0.62	44～71			
地形	標高:TP5.0m～TP70.0m 平均傾斜度:約30度 地形の特徴:比較的急勾配の斜面地である。					
地質	表土は薄く、頁岩層が続く。					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	津波復興拠点整備事業については、都市計画法の開発許可申請の技術基準等に準拠するほか、関連する関係機関と協議調整を進めながら実施する。 雨水排水の処理で、復興拠点連絡道路から北側については道路側溝から1号水路を経て新井田川へ流下させる計画であり、復興拠点連絡道路から南側については9-1号道路から国道45号を横断し新井田川へ流下させる計画である。 また、利水については、中央地区下流には耕作地もないため問題ない。 施行中の防災対策としては、施工に先立って事業区域内に仮設沈砂池を設置するとともに、適切な位置に素掘水路等を配置して雨水を沈砂池へ流下させ、事業区域外への濁流等の発生を防止する。					

※ 「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

※ 「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

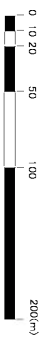


津波復興拠点事業（中央地区）土地利用計画表

記号	名称	面積 (m ²)	比率 %	備考
---	開発区域	172,878	100.00	
■	宅地	76,952	44.51	
■	公益施設用地	38,469	22.25	
■	区画道路	30,385	17.58	
■	広場(公園)	7,036	4.07	
■	造成緑地	18,519	10.71	
■	水路用地	1,517	0.88	

復興拠点連絡道路事業（中央地区）土地利用計画表

記号	名称	面積 (m ²)	比率 %	備考
---	開発区域	27,152	100.00	
■	宅地	-	0.00	
■	公益施設用地	-	0.00	
■	復興拠点連絡道路	11,218	41.32	
■	広場(公園)	-	0.00	
■	造成緑地	15,934	58.68	
■	水路用地	-	0.00	



図面名	土地利用計画図
縮尺	1/5,000
図番	/

宮城県南三陸町